

京都府警察鑑識技能検定に関する訓令

〔最終改正 令和3.8.18 京都府警察本部訓令第16号〕

(目的)

第1条 この訓令は、鑑識技能検定に関する訓令（平成26年警察庁訓令第2号）第6条の規定に基づき、京都府警察に勤務する警察職員の鑑識技能検定（以下「技能検定」という。）を実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

第3条 刑事部長は、技能検定を実施し、合否を決定する。

2 刑事部長は、技能検定の実施に当たつて、鑑識課及び科学捜査研究所に所属する警察職員のうちから技能検定員を指名するものとする。

(技能検定の手続)

第4条 刑事部長は、技能検定を実施しようとするときは、あらかじめ実施の期日、場所、級別その他必要な事項を、所属長（警察本部及び市警察部の課長、室長、部の付置機関の長及び警察学校長並びに警察署長をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた所属長は、所属における受検希望者の氏名、係名、階級等を、刑事部長に報告しなければならない。

(警察学校の特例)

第5条 警察学校長は、必要に応じて、専科、任用科又は初任補修科の課程に入校中の警察職員に対する技能検定の実施を刑事部長に要請することができる。

(技能検定の種別)

第6条 技能検定の種別は、初級鑑識技能検定（以下「初級検定」という。）及び上級鑑識技能検定（以下「上級検定」という。）とし、上級検定にあつては、指掌紋（指紋及び掌紋をいう。以下同じ。）、足痕跡、写真及び鑑識科学の各科目についての科目ごとの上級検定（以下「科目別上級検定」という。）及び総合上級検定とする。

(技能検定の方法)

第7条 技能検定の方法は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 初級検定 現場鑑識一般、指掌紋、足痕跡及び写真の各科目についての筆記試験及び実地試験並びに鑑識科学の科目についての筆記試験により行うものとする。

(2) 科目別上級検定 初級検定に合格した日からおおむね1年以上の実務経験を有する者に対し、筆記試験及び実地試験により行うものとする。

(3) 総合上級検定 全ての科目別上級検定に合格した者に対し、審査により行うものとする。

(技能検定の合格基準)

第8条 技能検定の合格基準は、刑事部長が別に定める。

(合格の通知)

第9条 刑事部長は、鑑識技能検定合格者台帳（別記様式）を備え、必要事項を記入するとともに、合格者の属する所属長に対して合格者の氏名、合格の年月日、級別等を通知するものとする。

(技能検定の実施に関する細則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、技能検定の実施に関し必要な細則は、刑事部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。

別記様式（第9条関係）

鑑識技能検定合格者台帳

一連番号	合格年月日	合格者				摘要
		所属	階級	氏名	職員番号	